災害発生時における業務継続計画

災害発生時における業務継続計画

第Ⅰ章　総則

１　目的

本計画は、重大な自然災害が発生した場合においても、サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

２　基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

①　利用者の安全確保	近隣の避難所等を含めた利用者の住居の確保、支援体制の構築に努める
②　サービスの継続	利用者の健康・身体・生命を守る機能を維持する
③　職員の安全確保	職員の生命や生活を維持しつつ、利用者へのサービス継続に努める

３　主管部門

本計画の主管部門は、法人本部とする。

第Ⅱ章　平常時の対応

１．方針

（1）リスクの把握

ハザードマップの確認や被災想定：大きな被害が予想される災害について、自治体が公表する被災想定を整理しておく。各利用者宅の耐震対策を確認し、必要あれば提案を行う。避難経路が確保できているか確認を行う

（2）研修・訓練の実施、ＢＣＰの検証・見直し

研修・訓練の実施：年１回以上の研修・訓練を実施する

（3）ＢＣＰの検証・見直し

半年に１回行う委員会において、その間の災害時等の情報を共有し、見直しが必要な場合は速やかに行い、全体に周知する

２．事前周知

以下について関係スタッフに周知をしておくこととする

（1）電気・ガス・水道が止まった場合を想定した対策

ライフラインが止まった場合はいずれも生命維持に支障がでるため、自家発電機能のある病院や行政が用意している福祉避難御所に行くことを第一優先とする

（2）通信が麻痺した場合を想定した対策

携帯電話／携帯メール／ＰＣメール／ＳＮＳダイレクトメッセージ等、あらかじめ２つ以上の連絡方法を確保しておく

（3）衛生面（トイレ等）の対策

トイレ対策

おむつ使用の方→おむつの備蓄 トイレ使用の方→簡易トイレの備蓄

汚物対策

居宅・避難御所・入院先それぞれの決められた場所に破棄する

３．必要品の備蓄

事業所と利用者宅が離れているケースも多く、また、利用者や障害ごとに食事内容や衣料品が大きく異なることから飲料・食品・医薬品・衛生用品・日用品含め利用者宅ごとに備蓄を行う その他痰吸引のある利用者宅に手動式吸引機があるか、呼吸器を使用している場合は予備バッテリー（最低でもアンビュー）があるかの確認を行い、ない場合は購入等の提案を行う

第Ⅲ章　緊急時の対応

（1）ＢＣＰ発動基準

【地震による発動基準】
震度６以上で利用者居宅が通常使用できない場合
【水害による発動基準】
避難警報が発出され、利用者居宅が通常使用できない場合

（2）判断権限

管理者→②サービス提供責任者→③各利用者宅筆頭ヘルパーの順番で判断権限を移動する

（3）行動基準

ヘルパー本人も被災者である可能性が高いため、代替が叶わない場合、早期に入院を検討するよう本人・家族等に促す

（4）対応拠点

本部→②事業所→③管理者宅→④サービス提供責任者宅→⑤利用者宅→⑥筆頭ヘルパー宅
の順番で一番被害の少ない場所とする

（5）安否確認

①利用者の安否確認

【安否確認ルール】
利用者宅で主に使用しているＳＭＳ等を使用する
【医療機関への搬送方法】
医療機関の指示に従う

②職員の安否確認

災害発生時の職員の安否確認方法を複数検討し準備しておく

利用者宅で主に使用しているSMS→本部で所持している個人メール→本部で所持している携帯電話番号

（6）職員個人で判断するための判断基準

職員の参集

発災時はリスク分散のため、また、それぞれ活動可能範囲が離れているため、参集は行わない

重要業務の継続

職員の被災が少ない等、対応可能な場合介助サービスのみ対応する

休憩・宿泊場所

避難所の指示に従う

勤務シフト

【災害時の勤務シフト原則】 主任ヘルパーを中心として利用者と相談の上、可能な範囲での対応とする

システムが停止した場合

請求事務等は２年間の猶予があるため、基本は手書きで書類を残す。残せない場合スマホのメモ等使用できる場合は行う。記載できる場合は様式に定めはないため記録用紙の内容に準じていればよいこととする。書類がなくても通知により介助をしたこととすると発出される場合があるため記載を必須とする必要はない

優先する事業

＜優先する事業＞介助サービス：利用者により必要な介助が異なるため、本人の希望を聞き取り、実現可能なものを本人と相談しつつ優先して行う ＜当座停止する事業＞請求業務・事務業務

（7）他施設との連携

連携体制の構築・連携先との協議

呼吸器等が必要もしくは移動に車いすを使用する重度な利用者は特にケアマネージャーを中心として連携をとる

地域のネットワーク等の構築・参画

多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、施設・事業所を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。地域で相互に支援しあうネットワークが構築されている場合はそれらに加入する

連携対応（事前準備）

緊急連絡先を各利用者宅電話付近に添付する

連携対応（利用者情報の整理）

避難先施設でも適切なケアを受けることができるよう、最低限必要な利用者情報を事業所だけでなく本部にも保管する

＜更新履歴＞

更新日	更新内容
2022 年 3 月 1 日	作成
2024 年 4 月 1 日	更新
2025 年 4 月 1 日	更新